

別記様式（第4条関係）

会 議 録

議 題	平成26年度 第1回 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会		
日 時	平成26年10月3日（金） 13：30 ～ 14：40	場 所	大垣市役所3階合同委員会室
		事務局	大垣市福祉部社会福祉課
出席者 (欠席者)	【委員】※敬称略 [出席委員(13名)] 山田 武司、日下部 良邦、名和 哲彦、山岡 泰利、松下 美由紀、 馬久地 ふさ子、橋川 実、永田 明子、浅野 己、井上 幸治、 鈴木 英巳、野原 弘康、成瀬 重雄 [欠席委員(12名)] 多和田 智子、大角 勇、谷 香範、石田 敏恵、佐藤 弘幸、 北嶋 和子、伊藤 光彦、志村 哲子、平松 薫、山崎 幸輝、 長谷川 正志、出口 和宏 【事務局】 (福祉部) 中山福祉部長 (社会福祉課) 藤課長、大澤主幹、衣斐、奥田		
傍聴者数	1 人	記録方式	全文・ 要約
事務局	皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから、平成26年度第1回大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます社会福祉課長の藤でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。それでは始めに福祉部長がご挨拶を申し上げます。		
福祉部長	本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。平素は市の行政、とりわけ福祉行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。本市には、平成23年度にこの委員会でご審議いただきまして策定いたしま		

	した大垣市第二次障害者計画と大垣市第3期障害福祉計画の2つの計画がございます。この2つの計画に基づきまして障がい者の施策を推進してまいりました。そのうち、障害福祉計画は、障害福祉サービス等の見込み量を定める計画でございますが、平成26年度末で計画期間が終了となるので、新たな計画を策定する必要がございます。本日、この第1回の委員会で、骨子案をご審議いただくものでございます。皆様には、いろいろなご意見をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
事務局	それでは議事に入らせていただく前に、本日の委員の皆様の出席状況につきましてご報告させていただきます。委員定数25人中、本日の委員は13人でございます。設置要綱第5条第3項の規定に基づき出席委員が過半数を満たしておりますので、本委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、本日も出席委員の皆様につきましては、お手元の委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、委員会の会務は設置要綱第4条の規定によりまして、委員長が総理することとなっておりますので、委員長様にはご挨拶の後、議事進行をお願いいたします。
委員長	皆さん、こんにちは。本日は福祉部長様のご挨拶にもありましたように、大垣市の第4期障害福祉計画に関する第1回目のご審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ご存じのとおり現在の計画であります第二次障害者計画及び第3期障害福祉計画では、障がいの有無にかかわらず、共に暮らせる市民共同による自立支援社会づくりを基本理念として掲げております。すなわち、障がいのある方が暮らしやすい社会というのは、誰もが暮らしやすい社会となります。本日は時間も限られておりますので、事前にお配りしてあります大垣市第4期障害福祉計画(骨子案)をご参照していただきまして、各委員それぞれの立場から、次期3年間の計画であります障害福祉計画に関しまして忌憚のないご意見をいただきますよう、どうかよろしくお願いいたします。 本日の会議にあたりまして、〇〇町の〇〇〇〇さんが傍聴を希望されております。

	す。許可してよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、入室をお願いします。 (傍聴人入る)
委員長	では議事に入らせていただきます。第 1 号議案「大垣市第 4 期障害福祉計画の策定（骨子案）」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	資料 1・2 を続けてご説明させていただきます。 はじめに、資料 1 「大垣市第 4 期障害福祉計画体系図(案)」をご覧ください。本計画の体系図といたしまして、具体的な計画内容をその体系ごとに整理した一覧図でございます。この体系図につきましては、厚生労働省が定めました指針に基づいて組み立てたものでございまして、第 3 期計画から継承された内容となっておりますが、今回一部変更された部分につきましては、網かけにいたしております。 まず、一番左の列の 1 「策定の基本方針」では、計画策定の趣旨、計画の位置づけと法的根拠、計画の期間、計画の策定体制、各種団体のニーズの把握といった項目とそれぞれの項目についての説明及びアンケート結果を盛り込む等本計画の基本的事項として組み立てております。 続きまして一番左の列の 2 「国が示す平成 29 年度までの必須項目」につきましては、福祉施設の入所者の地域生活への移行、地域生活拠点の整備、福祉施設から一般就労への移行といった国から示された 3 項目につきましてそれぞれ目標設定を行うもので、このうち網掛け部分の地域生活支援拠点の整備、福祉就労から一般就労への移行等が、第 4 期で新たに加えられたものでございます。 一番左の列の 3 「障害福祉サービス提供の実績と必要な見込み量及び見込み量確保のための方策」と 4 「地域生活支援事業」につきましては、本市が行います障害者総合支援法の給付事業と地域生活支援事業についてそれぞれ実績、見込み量及び方策を盛り込むものでございます。具体的なサービスといたしましては、それぞれ 3・4 の真ん中の列、1 の「訪問系サービス」ではホームヘルプ、2 の

「日中活動系サービス」では生活介護や就労支援、3の「居住系サービス」ではグループホーム、4の「相談支援」では計画相談支援等が主な事業でございます。網掛けになっております4の「理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」は新たに盛り込まれた項目でございますが、本市はすでに取り組んでいる事業でございます。

最後の5「障がい児支援」は、新たに第4期計画から内容に盛り込むことが国から示されたものでございまして、障がい児支援等の専門的な支援の整備につきましては、実績、見込み量及び方策を障害福祉計画に定めるものでございます。具体的な事業といたしましては、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業がございます。以上、資料1「大垣市第4期障害福祉計画体系図(案)」を説明させていただきました。

続きまして、資料2「大垣市第4期障害福祉計画(骨子案)」をご覧ください。1ページ目に策定の基本方針がございます。はじめに1「計画策定の趣旨」についてご説明いたします。(1)の「計画策定の背景と趣旨」でございますが、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、身体障がい者及び知的障がい者に加え、精神障がい者も含めた一元的な制度が確立されました。また、同法において、地域生活への移行・就労支援といった課題に対応するとともに、障がい者の方が自立した生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援が受けられるように施設や事業体系の見直しが行われました。さらに市町村及び都道府県に対して、障害福祉計画の作成が義務づけられましたのもこの時期でございます。

平成25年度から障害者自立支援法が障害者総合支援法として施行されまして、障がい者への支援は共生社会の実現のため、社会参加の機会の確保、どこでだれと生活するかについての選択機会の確保等が基本理念として掲げられるとともに、難病患者の方も障害福祉サービスを受けられるようになりました。そしてこの障害福祉計画につきましては、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更等を行えることが明記されました。また、最後の段落ですが、障害児通所支援事業等につきましては児童福祉法に基づき実施されることとな

り、児童へのサービスの充実が図られております。

こうした制度改正の流れを背景に、本市では、平成１８年度に第１期障害福祉計画を策定して以降、３か年を計画期間として、現在の第３期計画までを策定し、障害福祉サービス・地域生活支援事業・相談支援の提供体制の確保に努めてまいりました。第４期障害福祉計画では、国の基本指針に則した障害福祉サービス等の提供体制に係る目標やサービス量につきまして、これまでの計画目標の達成状況や課題を踏まえて、皆様のご意見をお聞きしながら、策定してまいります。

２ページをご覧ください。２「国における『基本方針』の主な改正内容」ですが、第４期計画策定にあたっての主な改正内容は、資料に示されております（１）から（５）となっております。（１）の「障がい者の地域生活の支援のための規定の整備」は、地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備の方向性等を定めることが、新たに盛り込まれたものでございます。具体的には市町村または都道府県が定める圏域において平成２９年度までに整備することが求められています。（２）の「相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備」は、計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の体制整備と、協議会における関係者の有機的な連携の必要が追加されたものでございます。端的に申しますと、様々な計画相談や虐待問題等で関係者が顔を合わせて審議するような体制を作りなさいということでございます。（３）の「障がい児支援の体制整備に係る規定の整備」につきましては、子ども・子育て支援法に基づく都道府県及び市町村の子ども・子育て支援計画が策定されることを踏まえ、計画の基本指針に障がい児支援の提供体制の確保に関する事項が定められたものでございます。（４）の「障害福祉計画の作成に係る平成２９年度の目標設定」につきましては、①の福祉施設入所者の地域生活への移行の目標の設定方法が見直されました。具体的に申しますと、入所者数を減らしなさいというものでございます。②地域生活支援拠点整備につきましては、新たに盛り込まれました先ほどの（１）の目標設定が義務化されたものでございます。③につきましては、福祉施設から一般就労への移行等の目標の算定方法が見直されたものでございまして、具体的には就労支援の目標数値等についてかなり厳しい目標数値を掲げることが義務づけられ

ております。(5)の「市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析及び評価を行うことに関する規定の整備」につきましては、障害福祉計画における目標等についてその作成プロセス・進行管理・分析評価を行う、いわゆるPDCAサイクルを行う措置が講じられたものでございます。

3ページをご覧くださいと思います。「計画の位置づけと法的根拠」でございます。網掛けになっておりますこの障害福祉計画は障害者総合支援法第88条に規定される計画であり、国の示す基本指針に基づき、各サービス等に必要な見込み量や見込み量確保のための方策を定める計画でございます。また、図でお示ししてございますように、障害者基本法に基づく大垣市障害者計画における各種サービスの目標量を定めるものでございます。関連する計画として、大垣市地域福祉計画、大垣市第5次総合計画等、本市が取り組んでおります障がい者等の福祉に関する事項を定めた計画との整合性を図るものとして位置付けております。

4ページをご覧ください。計画の期間でございますが、本計画は平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間といたしております。この期間につきましても国の基本指針に定められたものであり、これに則して3年ごとに障害福祉計画の見直しと作成を行ってまいります。

続きまして5ページをお願いします。「計画の策定体制」につきましては、資料を下からご覧いただきたいと存じます。事務局であります社会福祉課で作成します骨子案・素案・計画案につきまして、市役所内に設置されております幹事会・推進委員会において、関係部局との調整を行った後、障がい者の暮らしを支える協議会においてご意見を伺い、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、障がいのある方の代表者、公募による市民の方の代表者により組織されます皆様の大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会でご審議をいただき、最終的な計画案について市長に提言していく体制で進め、今年度中の完成を目指しております。

6ページをご覧ください。「障がい者のニーズの把握」でございます。今回の計画策定にあたり、障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向等を

把握し、本計画策定につなげることを目的にアンケートを実施いたしました。アンケートの概要でございますが、調査期間は平成26年7月29日から8月15日までとし、障がい者に関する団体の会員をはじめ、施設等サービス利用者を対象に17団体320人の方にご協力をお願いいたしました。回収数は、320人中264人で82.5%の回収率でございます。回答をいただいた264人の内訳は、障がい者の方が200人、障がい児の方が64人でございます。アンケートにご協力いただきました団体・施設等につきましては、資料中(4)のとおりでございます。

それではこのアンケートの結果について主だったものをご説明させていただきます。7ページをご覧ください。問1をご覧くださいますと、アンケートにお答えいただいた方は、本人のご回答が38.7%、ご家族のご回答が59.8%、家族以外の介助者の方のご回答が1.5%となっております。

8ページの問6をご覧ください。アンケートにご協力いただいた方の中で日常生活において何らかの介助が必要な方のうち、63%あまりの方がご両親による介助を受けられており、その他のご家族を含めると82%強の方がご家族の介助により支えられていることがわかります。続く問7では、その介助者の年齢層をお聞きしておりますが、50代・60代で約62%となっており、介助者の方の高齢化が表れております。

9ページをご覧ください。問16でございますが、現在施設に入所しておられる方について、将来地域での生活を望んでいらっしゃるかの問いですが、85%以上の方が引き続き今のまま施設で過ごしたい、もしくはグループホームに入りたいと考えられておられ、地域移行へのニーズが難しく、またグループホームへの期待が高いことがうかがわれます。

11ページをご覧ください。問27でございますが、就労支援に必要なことにつきまして、職場及びいっしょに働く人の障がい者理解のニーズが高いものとなっております。この回答には、就労支援を進めております本市といたしましても注視したいと思っております。

12ページ問29でございます。この問29では、各種サービスの利用状況と利用意向についてお聞きしたものでございますが、⑧の就労移行支援、⑨の就労継続支援、といった就労系サービスの利用ニーズが低く、反対に④行動援護、⑥生活介護、⑦自立訓練（機能訓練と生活訓練）、⑪短期入所、⑫グループホーム、⑬施設入所支援、こういったサービスのニーズが高いことが表れております。

13ページをお願いいたします。問32でございますが、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかという問いに対しまして、ある・少しあるを合わせまして、76%の方が嫌な思いをされていると回答されており、本市といたしましても、2年後の平成28年度から施行されます「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた長期的な展望が必要だと感じております。

最後に14ページ・15ページでございます。本市が推進する障がい者施策について、特に力を入れるべきところという問いにつきまして、上位のものに網掛けがしてあります。このうち上位3つを紹介させていただきますと、1番が6のグループホーム等地域で生活する場を増やすこと、続いて18の一生を通じてきめ細やかな支援ができる体制作り、3番目に1の障がい者理解の促進・啓発となっております。以上が3障がいに共通した要望でございました。

続いて16ページからは障がい児の方のアンケート結果となります。問1をご覧くださいますと、64人の方に回答をいただいております、このうち2人の方がご本人、62人のご家族による回答となっております。

主だったものといしまして、まず20ページをご覧ください。問21は、特別支援学校の小学部・中学部に通っていらっしゃる方の、放課後等支援事業の利用意向でございます。回答者の半数が既に利用されており、18%強の方が今後の利用を希望されていますが、同時に27%強の方が利用希望なしと回答されています。

これと関連しまして22ページの⑮でございます。放課後等デイサービスのニーズをご覧くださいと、今後利用したいが60.8%と高いものとなっております。これは現在の本市の放課後等支援事業の実施場所や送迎の問題で利用できな

い方がいらっしゃることや、特別支援学校の高等部に通う方のニーズによるものと推測され、児童の方の放課後等の余暇活動に関するニーズの高さと事業への課題がうかがわれます。

23ページの間28をご覧ください。障がいがあることでの差別や嫌な思いをしたことが少しでもある方が63%以上あり、障がい者の方の結果と同様、理解啓発の促進の必要性を感じるものでございます。

最後に24ページ・25ページの間33、今後の本市が進めるべき障がい者施策のニーズでございますが、18の一生を通じてきめ細やかな支援ができる体制、20の障がいの状況に応じた学習方法や特別支援教育の充実、26の就労継続支援の3つが上位3事業となっております。以上が障がい者の方と障がい児の方の個別アンケートの集計結果でございます。

26ページ以降は、17団体の代表者をお願いいたしましたアンケートによるもので、アからオの5項目についてお訊きしたものでございます。それぞれいただいたご回答の中から主だったものをご紹介します。ア「障がい者福祉に関する活動を行っていく上での課題や今後の活動の展望等」につきましては、①にありますように保護者の高齢化への対応、若い保護者の就労機会の確保とあり、そのために⑥のグループホームや短期入所等、日中活動の場や暮らしの場の確保が課題として挙げられております。⑩での市民や地域への啓発・理解協力促進・格差解消等も多数の団体から回答をいただき、その理由としては、差別に関するものとして、イ「障がい者に対する市民の意識について」というところで思いが示されております。ウ「障害者総合支援法に基づくサービスについての課題・提案・意見等」につきましては、⑧「医療的ケアが必要などの理由により法的なサービスを平等に受けられない人が多数いる」といった回答が多く寄せられております。医療的ケアの問題につきましては、本市といたしましても重点課題のひとつとして認識しているところでございます。エ「障がい者の就労促進についての課題・提案・今後の団体の活動等」では、①施設から一般就労への環境の変化が怖い、といった意見がある一方、⑦では、施設の定員に限りがあるため、そこで

	⑧の就労継続支援A型や就労移行支援を活用して一般就労へつなげていくことが必要と考えていらっしゃいます。そうした思いの中で③・⑩のように、障がいの特性を理解したコーディネーターのような立場の人材が必要であるとのことご意見がありました。本市でも現在、福祉的就労から一般就労へ移行する流れを作ることに取り組んでおり、第4期計画の目標設定の参考にさせていただきたいと考えております。最後の項目オ「その他、大垣市の障がい者施策への意見・要望等」につきましては、個別アンケートの結果と同様に、障がいのある子を持つ保護者の緊急時やレスパイト、または就労機会の確保のため、日中活動や短期入所の場の充実、また医療的ケアの必要なお子様が利用できるようにとの思いを聞かせていただいております。 以上のアンケート内容の結果を踏まえ、今後の計画策定において、身体・知的・精神・難病等それぞれの障がいの特性に配慮した支援体制・方策を検討させていただきたいと考えております。以上長くなりましたが、議事1「大垣市第4期障害福祉計画の策定（骨子案）」について説明をさせていただきました。よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。
委員長	説明どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。
委員	26ページの(7)のアの③を見てください。「親が世話できなくなったときのためにグループホームの創設を検討しているが、土地・資金の確保で課題が生じる」とあります。かわなみ作業所父母の会で努力されて、かわなみホームを1棟建てましたが、これの資金調達は大変でした。本日は会長さんが出席されていますが、県その他の援助がないと資金の確保ができません。そのあたりをご承知願いたい。簡単にはいかないものです。以上ご報告しておきます。
委員長	ありがとうございます。グループホームの建設には相当な資金が必要だということご意見をいただきました。この資金に関しまして、補助金制度等があると思いま

事務局	すが、事務局からお願いできますか。 グループホームの整備につきましては、平成２６年度から、民間事業者が国や県の補助金を活用して整備した場合、事業主負担の２分の１、上限３００万円を市が独自に補助する事業を実施しております。 そうしたことから、かわなみホームにつきましても、国や県の補助金を受けた場合には、事業主負担の一部を市で補助させていただきます。その他、民間事業者が進められる場合にも、事前に協議いただければ、ご相談に乗らせていただきますので、よろしくお願いします。
委員長	ありがとうございます。今年度から市の単独事業として事業者負担の２分の１の補助があるということですが、それでも様々な面で資金がかかるということを考えていただきたいというご意見でした。それでは何かご意見はございますか。
委員	私、初めてこの委員会に出席させていただいておりますが、アンケートの中の１４・１５ページにもありますように、地域において差別化等いろいろな問題があります。地域での啓発活動を進めるためには、市としてどのような具体策を講じられるのかを教えてください。 また、１５ページの１８番にあるように、一生を通じてきめ細かい支援ができる体制を整えるということですが、今現状ではどのような具体的な体制を考えておられるのかを教えてください。
委員長	ありがとうございます。差別の問題と一生を通じてのきめ細かな支援に関してご質問がありました。この点に関しまして、事務局の方からご回答をお願いします。
事務局	まず１点目の障がい者に対する理解ですが、平成２８年度から障害者差別解消法が施行されるにあたり、本市では、障がいに対する理解を啓発するマンガやパ

	ンプレットの作成、市民を対象にした講演会の開催など、機会のあるごとに啓発を行っております。また、何よりも子どものころから、障がいに対する理解を育むことが大切であることから、市内中学校に福祉教育教材を配布し、授業等で活用していただいております。さらに、市社協でも福祉体験グッズ等の貸し出しや、講演会の講師派遣などを行っていただいております。今後とも、法の施行に向けて、なお一層取り組む必要があると考えております。 次に、2点目の一生を通じてきめ細やかな支援を受けられる体制を整えることにつきましては、障害福祉サービスを利用いただくなかで、就労支援や居住の場の確保など、一貫性のある支援をしていかななくてはならないと考えており、今回の計画でも、そのあたりを位置づけてまいりたいと思っております。
委員長	ありがとうございました。様々な体制で理解啓発をしていただいているという回答でございました。子どもの段階からの理解のために福祉教材を中学校で配っているとのことですが、小学校・中学校の福祉教育について、委員さんからご意見はありますか。
委員	福祉教育に関しまして、グループホームの訪問や福祉に関する知識を高める取り組みは、どの学校でも行っております。
委員長	ありがとうございました。それでは、先ほど挙手していただいた委員さん、お待たせしました、ご質問をお願いします。
委員	皆さんも御存じかと思いますが、7月下旬に埼玉県で盲導犬がフォーク状のもので刺されたり、また点字ブロック上を歩いていた学生が蹴られてけがをされるといった事件が起きています。盲導犬や点字ブロックの意味が、一般の方に十分に理解されていないのではないかと思います。これからも市において、いろいろな啓発活動をしていただけるとのことですが、これらについても具体的に啓発活動をお願いしたいと思います。

委員長	ありがとうございます。盲導犬・点字ブロックに関する啓発活動に関しまして、事務局の方から回答をお願いしたいと思います。
事務局	盲導犬については、社会福祉課窓口にパンフレットを設置して啓発に努めておりますが、点字ブロックの件を含めて、何よりも障がい者に対する理解の啓発が必要ですので、今回の計画の中でも位置づけてまいりたいと思います。
委員長	ではよろしくお願いします。他にご意見・ご質問等はございますか。
委員	国の方針では、施設の入所者数を減らすようにということですが、アンケートにおいては、親御さんや障がい者ご本人から施設を増やしてほしいという要望が出ています。この点については、どのように考えていますか。
委員長	ありがとうございます。事務局の方からお願いします。
事務局	県のアンケートでも同様の結果が出ており、本市に限らず、県内他市でも類似の結果が出ているものと思います。そうしたことから、国は施設入所者を削減する方針を示していますが、本市の計画でも障がい者の要望を取り入れていかなければならないと考えており、数値については素案の中で示していく予定です。
委員長	ありがとうございます。委員さんや事務局がおっしゃられるとおり、施設から在宅への移行は、利用者にとってみれば不安な点が大きいと思います。そのためにも、地域で暮らしていく施策として、グループホームや在宅サービスの整備が今後必要になってくるだろうと思います。また、就労に関しては、就労継続支援B型から就労移行支援、さらに一般企業への就労へと、モデル的にそういう流れを作っていくことが必要ではないかと感じました。その他、皆様からご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

委員	先ほどの啓発活動についての追加意見です。視覚障がい者の方だけでなく、聴覚障がいの方も肢体不自由の方も毎年何回か小中学校へ伺い、総合福祉学習でいろいろと話をさせていただいています。小中学校の子は話に関心を持ち質問をしてくれたりして、理解は深められると思いますが、大人の方について理解がどれだけあるのか疑問です。例えば点字ブロック上を歩いていても、点字ブロック上に物が置いてあったり車が駐車してあったり、点字ブロック上で立ち話をしている、我々が近づいていっても気が付いているかどうかわかりません。我々がよけていくようなことが多くあります。その意味で大人への啓発活動をもっとしていただきたいと思います。
委員長	ありがとうございました。ただいま大人の方への啓発活動をとという意見がございました。点字ブロックがなぜあるのかということ、理解されていない面があると思います。この点について事務局の方から何か意見はありますか。
事務局	障がいへの理解啓発として位置づけてまいりたいと思います。
委員長	では、大人の方への啓発活動についてよろしくお願ひしたいと思います。他にご意見等はございますか。
委員	かわなみホームですが、1棟目をなんとか運営できているので、次を考えています。しかし、利用希望者が多く、どう対応するかで悩んでおります。1棟目を建てる時は個人でも資金を出していただきましたが、資金を出していただいた方と出していない方といったように、人数が増えてくると差がでてくるのではないかとこの点で頭を痛めています。同じ作業所に通っているのも、同じレベルにできたらなというのが私の気持ちです。 今回のかわなみホームを見ていると、世話人さんの支援が行き届いていると思いますが、あの方たちの人件費が大変ではないかと思ひます。柿の木荘のような入所型施設では収支も安定すると思ひますが、消えていくお金も大変ではないか

	と思います。建物についてもですが、人件費に対する助成など、障がいのある子は自分で探すことができないので、みなさんに助けていただいてこれからもやっていかななくてはならないと思います。 もう1点、15ページ18の「一生を通じて」の部分をお願いします。特別支援学級に通っていた子を見ていると、途中で健常児に近づいた子がいらっしゃいます。そこで療育手帳をお返しされた両親の方が、就職をしたものの、就職先でうまくいかず、悩んでいる方がいることを知っています。その子が小学校のときはこういうときもあったというデータが残っていて、その中で助けてあげられるようなシステムを組み込んでいただけたらと思います。大垣市は子育て日本一を目指しているので、そのあたりのケアもしていただきたいと思います。健常児だけでなく、障がい児を含め、全体を見ていただきというお願いでございます。
委員長	ありがとうございました。まず、グループホームについてご意見をいただきました。グループホームについて何人くらいが利用を希望されていますか。
委員	50人くらいです。
委員長	50人くらいの希望があって、新しいグループホームでは何人の入所を考えているのですか。
委員	50人くらいは2棟目に対しての希望者です。全体では100人くらいいます。在宅でも通える方がいます。
委員長	ありがとうございます。施設から入所への流れの中で、在宅生活では様々な不安もあるため、グループホームが中間的な存在としてクローズアップされています。しかし、グループホームが小さな施設になってもいけないので、地域の中の施設にしていくということと、在宅の中で上手く支援をして生活していけるような体制づくりを図っていくことが重要です。

	人件費については、グループホームの場合どうしても報酬額が少ないので、重度の知的障がいの方が入って介護が必要になるほど、人件費がかかってしまいます。グループホームの対象となる方、在宅でサービスを使いながら生活が継続できる方、その見極めと在宅で安心して生活ができるようなサービスの充実が今後必要になってくると思います。これについては、先ほど事務局から説明があったとおり短期入所が重要になってきます。短期入所事業所が非常に少ないので、在宅で何か問題があったときに気軽に使える体制も必要です。また、精神障がいの方の施設が非常に少ないので、3 障がいを含めて在宅サービス・地域生活を考えていかななくてはなりません。 発達障がい児の方で、手帳を返還してしまってから就職の際に、小学校のときからのデータが上手く活用できないかという意見がありました。今後は学校教育から卒業した後は、福祉に支援が移行していく中で、教育と福祉との連携、情報のつながりも必要になると思います。グループホームについてと、学校と福祉の連携について、事務局の方から何か補足がありましたらよろしくお願いします。
委員	事務局の回答の前によろしいでしょうか。かわなみ作業所父母の会ですが、将来どうしたらいいかという相談から出発して、どうしてもグループホームを創らなくてはならないということで、たまたま親切な方がいらっしゃって、ご自分の土地 5 0 0 坪を寄付していただいた。これがなかったら、かわなみホームはできなかった。このような貴重な方がいらっしゃらないと、相当な費用を要します。そして父母の会も自分達で 2, 0 0 0 万円という資金を集めました。今も次のホームのために積み立てをしています。そういう努力がなければ、グループホームの建設は難しい。また、いったん作ると、管理費は相当かかります。現在、かわなみホームには 2 人の専任者を付けていますが、その人件費も相当かかります。
委員長	ありがとうございました。建物を建てる費用は相当かかり、今回土地の寄付者がいたこと、運営において 2 人の人件費が相当かかることを説明していただきました。では、事務局の方からお願いいたします。

事務局	まず、発達障がいのある生徒のデータを、小学校から移行できないかという点につきましては、現在、市では、発達障がいのある方が、生まれてから成人に至るまでの様子を記録したプロフィールブック「スマイルブック」を作成配布しており、保育園から小学校に、小学校から中学校に順次引き継ぐものでございます。その際にも親さんに任せておくのではなく、私どもの発達支援グループが、引き継ぎの際に立ち会い、しっかりと引き継ぎがされるかどうかを確認しています。その後も、うまく引き継がれているかどうかを確認するため、学校へ継続訪問をさせていただいています。 次に、グループホームの人件費に対する報酬が少ないという点につきましては、国の制度でもございますので、機会をみて国へ要望してまいりたいと思っております。
委員長	ありがとうございます。学校現場での引き継ぎにおける、発達支援グループの活動及びスマイルブックの説明をしていただきました。この件についてですが、発達障がいの方が高校に行かれたり、高機能の方が大学に行かれる場合、また就職される場合の引き継ぎ、これらについてはどのように考えていますか。
事務局	中学校から高校への引き継ぎは実施しておりません。そこからは本人が必要に応じて、大学や職場にスマイルブックを提示していただくように助言させていただいております。また、中学校を卒業される際に、今後とも支援が必要であれば、発達支援グループに相談いただけるよう働きかけるとともに、希望される方には、電話番号を教えていただければ、こちらから定期的に電話をさせていただくこともできます。就労される場合も、予め発達障がいの特性を伝えられた方がよいと思いますので、本人には、スマイルブックを職場の方に提出するよう助言させていただいております。
委員長	ありがとうございました。それでは、他にご意見・ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

委員	私どもは自閉症協会という団体でございまして、会員のほとんどが施設に入所しております。知的障がい・自閉症・てんかん等を併せ持っている重い症状の子ども達です。はっきり申し上げると、地域で生活していくのが困難です。ひどい症状のときには、自分の体を痛めつけたり、人に危害を加えたり、物を壊したり、不眠が多い、具体的には24時間何日も眠れなかったり、そういうタイプの子ども達があります。発達障がいの中に、自閉症も入っています。こういう地域で生活できない子ども達がいることを忘れないでいただきたいです。 啓発活動については、世界自閉症啓発デーのブルーライトアップやチラシ配りで何年も協力していただき、誠にありがとうございます。子ども達の場合は、町内の自治会長さんにもわかっていただきたいと思いますと思っています。一番困るのは災害時です。自閉症協会から具体的に申し上げますが、防災ハンドブックが発行されておりまして、これを社会福祉課さんにお配りしております。市長と語る会では、出前講座で参考にしていただけるとのことでしたので、そういう機会がございましたら私も進んで参加したいと思います。
委員長	ありがとうございます。自閉症協会から、地域で生活していくのが困難な重度の子ども達もいるのだということと、災害時における地域の方の理解についてのご意見でした。例えば東日本大震災のときもそうですが、障がいを持った方の避難は、非常に困難になってきますし、親御さんも遠慮されて車内生活をするという例もありました。事務局の方から何か補足する点がございましたらお願いします。
事務局	災害時の支援につきましては、先般の市長と語る会でも、説明させていただきましたが、障がい者をはじめ、ひとり暮らし高齢者など、災害時に支援が必要な方を登録しておく災害時要援護者台帳事業がございまして。特に、今年度からは市社協の協力のもと、民生委員や自治会長、福祉推進委員のお力添えをいただきながら、個別支援計画という、一人ひとりの要援護者の方の支援計画を作成しております。このように市と市社協が協力して、日頃の見守りと災害時の見守りを併

	せて実施するのは全国でもあまり例のないことで、大垣モデルとして大いに誇れる体制であると思っております。
委員長	ありがとうございます。要援護者に対して、個別支援計画も作成していただけるということで、頼もしいかぎりです。ところで、福祉避難所が指定されているかと思いますが、現在、障がいの方の数と福祉施設の収容人数の関係はどうなっていますか。
事務局	災害時要援護者台帳の登録者が約4,000人ですが、福祉避難所は21か所で、受け入れ可能人数は約200人でございます。この約4,000人の方を全て受け入れることができる福祉避難所を設けるのは困難ですので、まずは一次避難所に避難していただいて、そこでの生活が困難な方については、二次避難所の福祉避難所に移動していただくという体制を考えております。では、どのような方が福祉避難所へ避難できるのかという点については、そのときの状況もございますので、今はお示しすることはできません。
委員長	ありがとうございます。他に何かご意見・ご質問等はございますか。
委員	7ページですが、アンケートの中の問5で、食事・トイレ・入浴・衣服の着脱等、⑥までについては「ひとりでできる」が一番多いのですが、⑦の外出については、「全部介助が必要」という答えが一番多いです。外出は、障がい者の社会参加につながり、その支援については、視覚障がいの方には同行援護、知的障がいの方には行動援護を提供していただいておりますが、こうしたアンケート結果が出ている以上は、さらなる努力が必要かと思えます。
委員長	ありがとうございます。外出の点でサービスが必要という意見をいただきました。障がいによって、同行援護なのか行動援護なのか、重度訪問介護で介護するのか、もしくは要支援により介護することになりますが、この点につきまして事

	事務局からお願いいたします。
事務局	外出支援については、アンケート結果を踏まえて、計画の数値に反映してまいりたいと思います。
委員長	計画の中で示していただくということですので、改めてその時点で審議をさせていただきたいと思います。それ以外にご意見・ご質問等ございましたらお願いします。 (間をおいて) よろしいでしょうか。何でもかまいませんが。 (再び間をおいて) 御意見・ご質問等がございませんので、ここで第１号議案について承認を採りたいと思いますがよろしいでしょうか。第１号議案「大垣市第４期障害福祉計画の策定（骨子案）」につきまして、ご承認してよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	ありがとうございます。それでは第１号議案を原案どおり承認させていただきます。本日の議案は第１号議案のみですので、これで議事を終了させていただきます。委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。
事務局	委員長様、ありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたり、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。本日頂戴いたしましたご意見を踏まえまして第４期障害福祉計画の素案を策定してまいりたいと思っております。なお、今後の予定といたしましては、第２回の委員会を来月１１月１４日金曜日の午後１時３０分からこの会場で開催する予定です。委員の皆さまには、改めて文書にてご案内をさせていただきます。以上をもちまして、平成２

一同	6年度第1回大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。 ありがとうございました。
特記事項	なし